

Title	ヴィクス-ヴィラの転換について
Sub Title	On translation from vicus to villa
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.9 (1966. 9) ,p.929(19)- 951(41)
JaLC DOI	10.14991/001.19660901-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660901-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

諸問題を提起している。しかも、これらの問題の多くは副次的というよりも、現代社会の基本的性格にかかわりをもっている。産業社会学の分野において、このことはとくに強調されてもよからう。社会学の問題が重要であるが故に、社会学以外の諸学問のなかに、社会学的方法の導入が目立ってきている。このような諸問題を究明することが現代社会科学の主要な課題となっており、産業社会学はその一端を担うものである。

追記 筆者の関心は産業における主体・組織の実証的研究に寄せられている。昨年刊行した小著「日本の経営層」(日経新書)では、工業化における経済主体の役割の分析が意図された。この問題をさらに追究しながら、組織のそれに及ぼうとしている。このような研究過程において、この小論は方法的反省として書かれた。

ヴィクスーヴィラの転換について

宇 尾 野 久

序

西欧における初期領主制の展開に関し、領主制展開の実質的な基盤としての村落制度について従来幾多の論議が行われてきた。

そのような研究の古典として著名なロマニストである Fustel de Coulanges の見解は、新しい領主制理論の新しい拠点の意味を獲得したように思われたが、近時のきわめて概括的な労作 Robert Latouche, *Les Origines de l'économie occidentale* においてクランジュの古典的見解に対する反論が行われている。

パリの Rue d'Ulm の書齋で研究していたこの碩学の分析的・古典的な歴史研究の方法が、近時の研究方法(例えば航空写真や考古学的発掘や地名研究等々)に比して著しい距離を示すことを別としても、クランジュが、ゲルマーネンの侵入は何らの変化を齎らさず、ガリアの土地全体が二世紀以前と全く同じ性格を保持する大領地(villa)に掩われていたと考えることは、クランジュのロマニストとしての立場を考慮してもなおゆきすぎのように思われると批判者達は考えている。⁽¹⁾従って

ヴィクスーヴィラの転換について

クリーランジュが、「四世紀には大領地は以上のものであったし、また九世紀にもそのようであった。それは同じ広がりをもつ、同じ境界をもっていた。それはしばしば昔のローマ時代の所有者がつけたそのままの名前をもっていた」と云うとき、この形式的な綜合は、現実のもつ複雑さを眼からかくしている⁽²⁾とまで述べられている⁽³⁾。

勿論クリーランジュとて領土地以外の自然村落を全然無視していた訳ではない。ローマ時代の荘園の大きさは今日の一村落程度以上のものではなかったようであり、小部落程度のもので、またはもっと小さい荘園も多かったこと、そしてこの大地所有が、一つの荘園の拡大によって生まれたものではなく、分散した多くの荘園の獲得によって生じたものであると考えている⁽⁴⁾。そのような領主制村落の外に、クリーランジュは、vicus について考察している。pagus がある広さの地域を指す言葉で、今日の村のような人家の集合体を意味するものではないこと、反対に vicus と云う言葉は、集合体の觀念を含むが特に農家の集合体を意味せず、都市の区、街、四つ辻等の意味にも用いられた。村はローマ時代には公的な法律上の団体ではなく、ローマの土地は村に分たれてはいない。従って *domina viciliius* (そのヴィクススの所有者) と云うとき、その実態は荘園内に何百という奴隷をもっていた大地主が、多くの奴隷部落を作っていたことで説明されよう。フロンチヌスの記述には、多くの部落が帯のように荘園主の館をとりまいていて姿がみられる。当時は村が地主の所領の一部をなしていた。

Vicus の他の一つの用例は自由民の村落である。(ローマのコローニアと異り) 国家が自由民の村落を創設するようなことはなかったが、小土地所有者が集まって一集団を作ることにはたえずおこなわれた。碑銘にこのようないわば小連合体としての vicus がみうけられる。メンバーは互に村民(vicani)であり、vicani は協力して共同工事を起し、共同の金庫をもうけ、役員を互選することもできたが、法律上はこの団体は一個の独立体とは認められず、そのような村落は常に県の一部をなしていた。法学者ウルピアヌスは「vicus で生れた者は、その vicus の属する都市の生れとよばれる」とのべている。そのように村は都市の一部であり、荘園も都市の一部であって、村の一部ではなかった。荘園は村に従属しないで、独立して村と

並存していた。荘園所有者は、都市の市民であり、都市に納税し、都市において公務を遂行していた。

以上のようにゲルマーネンの侵入を無視し、ローマガリアの一体性を信ずるクリーランジュは、ヴィクスについてのローマ法の概念をそのままフランクのガリアにあてはめている。

しかしクリーランジュは、ガリアの村落の事実認識においても的確でなかったようである。

クリーランジュはその点で次のようにのべている。

以上のべたように、ガリアに村は存在した。しかしその数はわからない。何千という荘園の名前がわかっているが、村でわかっているものは六十位にすぎない。村は荘園の間に散在していたように思われる。小土地所有者の集まってできた村もあり、また街道沿いには、小商人、手工業者の集団と云った方がいような村もあった。しかし土地の大部分は荘園によって占められていた。村が荘園に所属することは屢々おこったが荘園が村に従属することは決してなかった。これらの研究から明らかのように、今日のフランス農村は十分の九までガリアまたはローマ時代の村落から発したのではなく、ローマ時代の荘園の後裔である⁽⁵⁾。

クリーランジュの見解は以上の如く全く明快である。ここでは領主制村落が圧倒的で自由民のいわば自主的村落(auto-village)は殆んど問題にならない。

一

ガリアにおける自然村落や自由民の開墾村落の実態は、どのようなものであったのであろうか？

Albert Grenier は *gallo-roma* の vicus について次のように Caesar, *De bello Gallico*. からその資料をあげている。

I. 5, 2: (Helveti) ubi se jam ad eam rem (ut e finibus suis exeant) paratos esse arbitrati sunt, opida sua omnia

ウィクスターヴィラの転換について

numero ad duodecim, vicos ad quadringentos, reliqua privata aedificia incendunt, frumentum omne praeterquam quod secum portaturi erant comburunt.

I, 5, 2. (Les Helvètes) lorsqu'ils se trouverent prêts à l'emigration mettent le feu à leur villes, au nombre de douze, à leurs villages au nombre d'éviron quatre cents, à toutes les habitations isolées……Tout le blé qu'ils ne devaient pas emporter avec eux est également brûlé.⁽⁹⁾

若しカエサル⁽⁹⁾の右の証言が妥否⁽⁹⁾であるとするところランジュのヴィクスについての断定はゆきすぎであるところとなりぬ。

じきリランジュが「証書は多くのヴィラの名が記され、また、それらについての記述があるが、ヴィクスの語は証書では十七回しかあらわれていない。」との述べらるるのに対してカエサルは「ヘルヴェティ族だけでも四〇〇のヴィクスがあつたといふわけである。

之等のヴィクスの内容について Jordanis は Romana et Getica. の次のように記述している。

„indeque non longe ad vicum, in quo rex Atilia morabatur, accessimus, vicum inquam ad instar civitatis amplissimae, in quo lignea moenia ex tabulis nitentibus fabricata reperimus, quarum compago ita solidum mentiebatur, ut vix ab intentu possit iunctura tabularum comprehendi, videres triclinia ambitu prolixiore distenta porticusque in omni decore dispositas, area vero curtis ingenti ambitu cingebatur, ut amplitudo ipsa regiam aulam ostenderet, hae sedes erant Atiliae regis barbariae tota tenenti; haec capitis civitatis habitacula praeponebat. (M.G.SS. 104-105.)⁽¹⁰⁾

(間もなくアッティラ王がとどまるヴィクスに余はやってきた。そのヴィクスは甚だ名望のある都市のようなものであり、うつくしい板でつくられた木の壁が背後にみえる。その木の壁は、板のつぎ目がやっと識別できるように継いであるので、

堅牢であるとする話である。そこで全く立派に設備された支関のついたひろく場所を占めた円形の食堂をみる。たしかに円形の広い屋敷地がとりまいており、かくて王の前宮そのものを立派にみせている。その席はすべて蛮族の王アッティラが保持しており、この占領された都市には、住家が立並んでいる。)

大要以上のような記述であるが、これらの記述においてヨルダネスは、当然のことながら、urbs, civitas, vicus をはっきりと識別している。

例えば、Ravenna; urbs regia, p. 96. (20), p. 133. (24), civitas = municipium coloniave p. 28 (13), (17) の如くである。

フランクの王が滞在した (Rudolf Kötzschke が *die königliche Tafelgüter* と呼んでいる) ヴィラに接続するヴィクスも亦そのような充実したものであつたらう。Latouche はメロヴィング朝の最後の王 (Childeric II) の所領として Chelles, Bonneuil, Berny, Rueil, Vitry をあげている。⁽¹¹⁾

ただここでの問題は之等の御料地 (Tafelgüter) が Coulanges の述べるところにすべてローマのヴィラから由来したのか、又は Latouche の説をふえんしてそのヴィラの底辺に自然村落 (vici) をみとめるかにある。然しここに第三の道がある。

James Westfall Thompson は「いろいろな偏見にゆがめられていない現代の経済史家や農業史家は、民主民族的学派の諸論争のための直接の証拠をほんの少ししか見いださない。之等の人々は若干の自由村落 (free villages) が存在したことを否定しない。しかし之等の村落の大部分は、非自由民によって住まれ、一方 Einzelhöfe, Salgüter, isolated homesteads については、隸農によって営まれる領主の財産であつた。⁽¹²⁾ ゲルマン人が満足していたその領主制 (landlordship) は、ケルト人やローマ人の慣行の採用と云うよりはゲルマン人の間にすでに古くから行われていた。そして封建的な所有権は初期のローマ人やゲルマン人の所有権の盛期中世への拡張であつた。たいていの早期のゲルマン人の村落は、マナーに沈下した自由村落ではなく、あとでマナーになった非自由村落であつた。吾々の知識の現在の状態のもとで、之が最大限に可能な科学的な

仮説である。古ゲルマン人の社会的組織が、等しい社会的地位や土地所有の等しい価値の自由人の連合に基づいていたと云う理論は、爆破されてしまった。

ゲルマン人は砦をもっていた、いわば防舎であり、けわしい又近よりにくい場所にたてられ、柵や溝によってとりまかれ、敵の侵入時のかくれ場や抵抗の場所になっていた (Fluchburg)。

そのような建造物は *Burg* と呼ばれていた。之が後期ラテンにみられた最初のゲルマン語であり、四世紀にあらわれる。ゲルマン人は都市をもたず、彼等がローマ帝国に入った時、ローマ人の壁で囲まれた都市をあやしんだ、マルケリヌス (Ammianus Marcellinus) は壁で囲まれた囲い地は、そこに人間がとらえられた網であり、都市は人を生き乍ら埋める墓であるとゲルマン人が考えていたと書いている。⁽¹²⁾

之はローマ人のヴィラか又はゲルマン人及びゴール人のヴィクスかと云う二者択一ではなく、それぞれの史的起原を認め乍らも、部族的非自由村落のヴィラ (又はマナー) への編入のコースを想定し、部族的な領主 (Herr) の存在を認めることによつて之を立証しようとする。

このような新領主制理論は、その村落の主體的条件として部族的領主^{II} 奴隷制のフランク社会における新領主^{II} 農奴制への吸収と解放と云ったコースを想定する。国王自由人説も亦この延長線上にあると考へて大過ないであろう。その場合の Herr が大、中、小の王侯、聖界、俗界の領主であり、農奴が *Herrschaftsreifen* を含む広汎な階層であることを妨げない。

従つて「本来のいわゆる」*village*、ラテン語のそう呼ばれている *vici* は消滅の傾向にあった。ガリアの全体は、*domain* や *villa* に組み入れられた。フェステル・ド・クローランジュによれば、七世紀のガリアでは、一二〇〇のヴィラに比し、約五〇位のヴィクス (*village*) しかなかった⁽¹³⁾と云つた見解は古典的なものとなった。

Latouche はそのような *Coulanges* のいわば非実践的な研究に対して次のようにきわめて批判的である。

クローランジュ及びその見解をみとめる人々について非難するのは、その結論が静態的な性格をもっていると云う点である。反対に農業史の若い専門家達が試みた探究の性格は動態論にあった。

古典学派によつて描かれた大きなヴィラや広大なフンドス (*Fundus*) をもつメロヴィング朝時代の姿は、いくつかの段階を経て到達されたものであつても、明らかにその時に確立されたものではなく、すでに過去のものとなつてしまつたように思われる。

カピトゥラーレ・デ・ヴィリスを利用して大所領の綿密な再構成をし、この文書の作成者が考へていた典型的なヴィラを再構成することは一連の諸探究の代りにはならない。このような局地研究は、ブルゴニーや中部ドイツまたは若干の地方で行われており、*Latouche* もまた *Maine* 地方で行つた考察の結果をこの論議に加えている。つまりこれらの局地研究が本来もつていない妥当性までそれに与えるためでなく、何等かの示唆が得られるかも知れないからである。このことによつて未成熟な綜合の危険を確認することができる。

メロヴィング時代には、開墾は徐々に行われた事業であつたし、最初に着手されたのは耕作に最も容易で、また最も地味の豊かな土地であつた。そしてこのような漸進的な開墾の成長段階は、ごく稀にしか個別研究の対象にならなかつた。

ガロローマ時代の開墾への寄与は、かなりなものであつたし、また、*-acus* と *-anus* でおわる夥しい地名、また多数のヴィラの遺跡がその証拠になっている。

しかし「村落保護制」 (*patrocinium vicorum*) の慣行のために、四世紀の多数のガロ・ローマの豪族は、古い耕作者の自治体をその豪族の利益になるように併合し、また自由農民によつて行われた開墾事業の利益を自由農民が収めることを許したが、ケルト時代や前ローマ時代のヴィクスが大所領と並んで存続していた。

つまり大所領の吸収力にもかかわらず、すべての村落が消滅したわけではなかつた。

トゥールのグレゴリウスは、ヴィクスと云う言葉を七〇の場所に適用し、その大部分は Auvergne と Touraine に属していた。⁽¹⁴⁾

例えば、"Qui dum plerumque vicum, quem Christianorum vocant, ad persequendos Christianos adit, Cassium reperit Christianum." (He often went into the quarter called the quarter of the Christians to persecute the inhabitants, and there found Cassius, the Christian....)⁽¹⁵⁾ と云った形で、また vicus Julii⁽¹⁶⁾ の名でも知られてくる。

この vicus と云う「フランク人史」の解説並びに翻訳者である O. M. Dalton⁽¹⁷⁾ は、次のように述べている。

Vicus と云う言葉は、township 又は large village を意味していた。たいていローマの帝制時代から存在していた vicus は、自由人、つまり商人や手工業者及びまわりの土地を保有する小所有者の自治体 (Community) によって住まわれていた。それらは数多く、トゥールの civitas (市域) 内では、三〇が知られている。ヴィクスの住人は、その教区の教会をたて維持していた。

ヴィラは、ヴィクスよりずっと数が多かった。現代の村落は、必ずしも単一の所有者の所有になかったヴィラから由来している。しかしそれが色々の所有者の所有にある場合にさえその単一性をたもっていた。

この見解は古典学説に近いものであるが、それにもかかわらず civitas の底辺に存在しているヴィクスに言及している点で現代の学説に一つの礎石を与えると云えよう。(このような vicus は、ギリシアの Kolon, symas にあたるのである。)

Latouche に戻ろう。これらのヴィクスはすべて、村落、農民の集団であり、ほとんど常に basilica をもっていた。それは決して大所領ではなかった。⁽¹⁸⁾ トゥールのグレゴリウスはヴィクスとヴィラを混合してはいなかった。ヴィクスは、九世紀にもなお存続していた。

この Latouche の提言を確認するために、九世紀初頭のもものとみられる、"Polyptychum irminonis abbatis", par M. B.

Guérard を引用する。

"Villanite circumjacent vici tres nomine Bidolidus, vulgo Boulay-les-deux-Eglises, Boulay-Mivoie, Boulay-Thierry, omnes austrum versus, prior passum octo millibus, posteriores millibus tribus. Villam unicam, ut opinor, olim constituebant."

「Villanite は Bidolidus 俗に Boulay-les-deux-Eglises 及び Boulay-Mivoie 及び Boulay-Thierry と云う各三〇のヴィクスがまわりにある。すべて南むきで、前者は八マイルで、後者は各三マイルである。信じられているところでは、古くに単一のヴィラがたてられた。」なお Bidolido には立派に建てられた聖堂がある。"Habet in Bidolido ecclesiam bene constructam."⁽¹⁹⁾

"Locus nobis ignotus; quippe vicus, hodie nuncupatus Moussonvilliers, milliarius XV a Mauritania, extraque dioecesim Sagensem situs, convenire ibi non videtur."

「吾々に知られてない場所、たしかに今日ムーンソンヴィリエールと呼ばれているヴィクスは、マウリタニアから十五マイルのところにある、その外側にサギンヌ司教区がある。そこを訪れても何もみられない。」

そこには Oso と云う人物が寄進しているヴィラがあった。"Donationem quam fecit Oso in pago Oximense, in centena Corbonense, in villa quae dicitur Mosoni."⁽²⁰⁾

"Hodie Boissy-en-Drouais, vicus jam memoratus."

「今日 Boissy-en-Drouais と呼ばれている、すでに著名なヴィクスである。」

そこには家宅つきの領主のマンズがある。

"Habet in Buxido mansum dominicatum cum casa."⁽²¹⁾

ヴィクスとヴィラの転換について

„Silva nomen dedit vico, hodie Vanve, quandoque Vanvre nuncupato, juxta Issiacum, ad quartum ab Urbe lapidem, inter austrum et occidentem. Silva postea evulsa, campi vineaeque ubi fuit conspiciuntur.

「この森林が、ヴァンヌと名を与へつゝる。今日 Vanve 昔は Vanvre と呼ばれる。Issiacum の近くであり、都城から西に距離 (Lapis) の所であり、南と西の間である。森林はのち切りひらかれ、そこはかつての葡萄畑がみられる。」⁽⁸²⁾

「この地元のよきな森林があった。„ad silvam Waveram.“

„Nunc Beule, viculus mille quingentis passibus a Mantula, inter septentrionem et eorum.“

「今は Beule (ノドノ) の小ハンヌス村 Mantula からハンヌ半のところにあり、北と東の間である。」

この viculus (hamlet) の名 De Bola といふの Brevium (書かす) なる。⁽⁸³⁾

„De Buxidis duobus jam diximus. Hiene de illis agitur, vel de vico nostratibus Boissy-sans-Avoir nuncupato, septimo miliario a Mantula, austrum versus? haereo.“

「今 Buxido といふ二重言及つづる。その一が、この問題になる。つまり吾々が、今 Boissy-sans-Avoir と呼んでゐるハンヌスといふ所の Mantula から三マイル南方へである。」⁽⁸⁴⁾

Buxido といふはプロクスの記載なものである。„Adalgrimus, colonus, de Buxido.“

„Nostro tempore Saussey, vicus, juxta Anetum, miliaribus XXV a Mantula, versus occasum hibernalem, de quo jam mentio facta est supra.“

「領主 Saussey (ノドノ) vicus が Anetum の近へ Mantula から二五マイル Castra 西方である。それといふは上と知らされた。」⁽⁸⁵⁾

„Salcido“ といふは、ハン・シマンン語のヤンヌスの記載なものである。

„Rainardus, servus sancti Germani, de Salcido, et uxor ejus libera, nomine Hisabia.“

„Sicca Vallis, viculus, hodie, ut jam dictum est, Saint-Germain-de-Sequeval, tertio miliario a Medunta ad Sequanam, austrum versus. Foreste, item viculus, nunc la Forêt, miliaribus novem a Sicca Valle, versus meridiem, ad occasum aliquantum vergens.“

「Sicca Vallis, 今この地をいふところ。今日 Saint-Germain-de-Sequeval といふ viculus が Medunta から Sequanam へ、三マイル南方である。

Foreste, 今この地をいふところ。今日 Sicca Valle から南方九マイルあり、そこをめぐるとかなり便利である。」⁽⁸⁶⁾

この viculus といふは特別な書かすである。„Breve de Sicca valle sive foreste.“

„Hodie Frénel, viculus, juxta Siccam Vallem, euronotum versus.“⁽⁸⁷⁾

「今日 Frénel といふは今この地をいふところ。東方である。」

この Fraxinello といふは今この地をいふところの colonus といふところの地である。

„Hodie Leuse, viculus, miliario uno a Cavannis, meridiem spectans. Fiscus ille, cui mansus dominicus nullus praest, sub fisco Sicae-Vallis, qui proxime praecedit, fuisse videtur.“

「今日 Leuse といふ viculus が Cavannis から一マイルのところにあり、南方にみえる。領主のマンヌがそこは何も存在しなかつた御料地が、その地をめぐると先行する Sicca valle の御料地のものがあったのは明らかである。」⁽⁸⁸⁾

この Lodosa といふは Breve かなたの地である。

„Nunc fortasse Richeville, viculus, haud procul a Vigera, vulgo la Vègre; miliaribus septem a Biscocella, occasum

spectans hibernalem. Idem inferius Anrig villa nominatur.”

「今日 Richeville (ノビレ) viculus 也 Vigera から遠くなつ処であり、一般に la Vègre とは Bisconcella からコブールの処であり、西方に Castra がみえる。同じく更に上方は Anrig villa と呼ばれつゝる⁽⁸⁷⁾」
 の Hainric Villa とは聖堂の土地財産がみえる。

„Habet inter Hairrici Villam et Super-Vigeram de terra arabili bunuarios XV.....“

„Hodie nominatus Fontenay-Mauvoisin, vicus decies mille passibus a Bisconcella, versus septentrionem.“

「今日 Fontenay-Mauvoisin と呼ばれつゝる vicus 也 Bisconcella から一〇マイルの処であり、北方に位置してつゝる⁽⁸⁸⁾」
 „Fontanto“ とつゝる colonus の記述がみえる。

„Nunc vel Breuil castrum, millia passum tria a Bisconcella, inter meridiem et occasum; vel Breuil, viculus parociae Warenerarum, quater mille quingentos passus circiter ab eadem, eorum versus.“

「今日 Breuil castrum (要塞) と呼ばれつゝる Bisconcella から三マイルの処であり、南と西の間に位置する。とつゝる Breuil とつゝる小村落は Warenera の教区であり、同所から約四マイル半の処であり、東方に位置してつゝる⁽⁸⁹⁾」
 Braogilo (de cella fratrum) とつゝるが、サン・シモン聖堂の homines (属人) とつゝるの記述がみられる。

„Hodie Villarceaux, viculus millia passum sex a Bisconcella, inter aquilonem et eorum.“

「今日 Villarceaux, と呼ばれつゝる小村落は Bisconcella から二マイルの処であり、北と東の間に位置する⁽⁹⁰⁾」
 Villarcelis とは、サン・シモン聖堂の homo (属人) とつゝる colonus の記述がみられる。

„Hodie Poncy, viculus in vicinia Camburciaci, milliario septimo a Mansionibus, inter meridiem et occidentem.“

「今日 Poncy と呼ばれつゝる Camburciaci の辺の viculus 也 Mansiones から七マイルの処であり、南と西の間にある。

⁽⁹¹⁾
 る。」

„Potentiac“ の Breve とは colonus の記述がみえる。

„Hodie Cercay, castrum sive viculus, milliario quarto a Villa Nova Sancti Georgii, eorum versus.“

「今日 Cercay と呼ばれつゝる castrum (要塞) もつゝる viculus 也 Villa Nova Sancti Georgii から四マイルの処であり、東方に位置する⁽⁹²⁾」。

Cersito マンリとは、直領地と共にマンリが存在した。„Sunt in villa Cersito, cum dominicato, mansi XXI.“

最後に „In villa Vico habetur ecclesia in honore S. Remigii.“ の記述の中の vicus が villa の底辺にあることを推定してつゝる。

vicus 又は viculus (vel castrum) が Guérard の刊本の注では villa の位置の確定のためとしてつゝるものとつゝる。この Polypthyrum が、サン・シモン聖堂の所領であるヴィラの資財や農耕者(労働力)を記述する目的のものであることが当然のことであり、それによって vicus の重要性が減少するものではない。

ただ W.G. Hoskins が述べるように⁽⁹³⁾、近年の領主制の研究が villa や domain に集中してつゝるのに対して、村落研究がきわめて僅少であることは否定できぬ事実である。

villa の底辺に vicus が存在し、consuetudines vicorum が Capitulare de villis 又は lex familia に吸収される場合が予想される。例えば、御料地令第五六条にはそのようなものとして、「各荘司はその管区において屢々裁判集合(audientia)を開き、裁判を行うべく、又余の荘民たちが正しく生活を営むよう、注意すべきこと。」(J.P. Migne, patrologiae latinae, tomus, XCVII, p. 356.)との規定がみえる。

今日 „Teodulf villa.....vulgo Theuville“ のように、⁽⁹⁴⁾ „Medanta villa, Mantes-la-ville.“ のようにヴィラが

ヴィンヌーヴィラの転換してつゝる

らヴィル (town) に転化する場合には、初期ヴィクス→ヴィラの法的秩序が、*lex familia* を経て *jus civitatis* (吸収されること) になる。

vici にかこまれた *villa* の例は、前掲の三つのヴィクスにかこまれた *Villamit* (*Polyp. irmin. p. 77.*) のように例示できるが、このヴィラやヴィクスがかつて単一のヴィラに構成されていたとすると、御料地令の *Hauptvilla* をめぐる *Neben-villa* の立地も亦ヴィラをとりまくヴィクスと同じ構成をとるので事態はますます複雑になる。

そのようなヴィラ以前にヴィクスが先行したことは領主側の記録としての資料では殆んどでてこぬので、上述のような実地探訪による傍証以外資料の上で考証するのは困難である。⁽³⁹⁾

ヴィラが先か、ヴィクスが先かの問題は、前述のように、ギリシャやローマと異なるガリアの歴史的過程からは、はっきりとヴィクスの先行をみとめうるとしても、個々のケースについて、初期のヴィクスのヴィラへの転換、さらにヴィラの後期のヴィクスへの転換をたどることはきわめて困難である。領主制の資料ではクーランジュが述べるようにヴィラの後期のヴィクスへの転換の方が容易に考証できる。

二

村落の自治 (裁判権) をめぐって、*Franz Steinbach* は、大要次のようにのべている。人的な又領域的な裁判結合体としてのフンデルトシャフト (*Centena*) は、フランク王国ではじめて成立した。

ローマの文筆家は、ゲルマンの社会制度を、政治的な又軍事的な貴族の指導を伴うが、法律上有効なカースト形成もなければ、またプレブス、つまりゲマインフラインの、生得の貴族及び戦争の試煉を経た貴族への経済的な従属を伴わない軍事的貴族政体 (*eine kaiserliche Aristokratie*) として明瞭に特徴づけている。

カエサルによれば、ゲルマンの社会関係は *Druiden* (ケルトの司祭) や *equites* (騎士=貴族)——ローマの用語では大土地所有者——が全権を掌握していたガリアの事情と鋭く区別される。

タキトゥスは、それが屢々どうしようもない状態に墮してはいたが、そのようなものが存在する限り、決して王に統御の無限の自由が許されないような、ゲルマーネンにおけるゲマインフラインの支配的な政治的自由と経済的な独立を正確に強調している。タキトゥスは、彼が強調した *principes* や *nobles* の強い影響と並んで、すべての重要な大事への民会の最後の決定を強調している。

そのような史的前提のもとで、初期フランク国家には、自由人の経済的隷属にもとづく貴族支配は、存在しなかった。⁽⁴⁰⁾ (ガリアでのゲルマン人の土地占有はガリアの不自由民によって耕作された。)

中世の大領主制は、六世紀の半ば以前には存在しなかった。⁽⁴¹⁾ なお *F. Steinbach* は、中世の都市共同体は、商人ギルドの指導のもとでの市民の *Conjuratio* (誓約結合) によって生れたとのプラニッツの見解に対して、ケルンの都市共同体がもとと上級裁判共同体であったこと、またその共同体法は、元来商人法でも団体の自治法でもなかったと述べている。

そしてさらに農村共同体 (*Landgemeinde*) もまた裁判共同体からでてきたと云っている。⁽⁴²⁾ かくてラインの農村共同体の土着の正常型を叙述し、個々の場合の多くの変化にもかかわらず、それは平均的に統一的な傾向を示し、又明らかに農村の自治組織 (*der ländlichen Kommunalorganisation*) のより古い状態が、都市や農村及びその特権的自由または *Täler* (*Freiheit*) の中間段階を示すとして、後期中世に得られた共同体的自由 (*Gemeindfreiheit*) や近世の自治管理の仲間組合組織から区別している。⁽⁴²⁾

その際農民は、たいてい読み書きができず、文書の作成が不可避な場合には、拇印をおしていた。そして共同体の秩序

(Die Gemeindeordnung) は、口頭で伝えられた慣習法 (Gewohnheitsrecht) であつた。⁽⁴³⁾

なお Heingericht=Dorfericht とついで、ニーダーラインやニーダーランドの Heimnale (Heingericht) は、フンデルトシャント裁判の echtes Ding (定期裁判集會) の直接の継統ではなく、村の仕事の規制のための仲間組合的な分離であると述べている。⁽⁴⁴⁾ かくて共同体の法は、決して荘園法から出たのではなく、つねにラント法から出たものである。⁽⁴⁵⁾ そのように共同体の自治 (Gemeindeautonomie) が、決して存在しなかつたのではなく、ただつねに國家の監督のもとでの自治団体的な自治 (Kommunale Selbstverwaltung) が存在したのみである。⁽⁴⁶⁾

右の F. Steinbach の見解に対して、Karl Siegfried Bader は、狭い平和領域としての „innert Eter“ について論及し、家の平和やそれに適合する平和保護の変種が、狭い屋敷や家及び館のみならず、家や館の全複合に帰属すること、そのさいそのような平和領域が、囲牆や囲壁によつて散居屋敷と同じように閉鎖された全体を形成する。このような Hofstätten (相統的な共同体権をもつ屋敷) が、村落を形成する。そして之等の平和区域としての Dorfeiter は法的には小都市と同一とみられる。⁽⁴⁷⁾

ギリシヤの *Obwos* やローマの *concilium* のように、*Kuluz* (vicus) の平和機關としての *Morgensprache* (Bauerding) が、國家行政や領主制とかかわり合うのとは逆に、フランクスの *Conventus generalis* や御料地農奴の上司に関する直訴を親裁する制度の存在 (*Capitulare de villis*, C. 57. *Vita Caroli Magni*, 24 C. (10) *Anonymi vita Hludowici*, 19. C. (13).) のように *frankische Demokratie* をみる⁽⁴⁸⁾ことができなうであらうか？

ギリシヤやローマでは、貴族層 (*agoroi*, *nobiles*) の内部に民主制が存在した。そしてそれは、軍事的民主主義に由来する。そのような軍事的民主制にもとづく中世の *Adels-Herrschafts-Königs-Demokratie* とついで考慮する必要がある。

三

農村共同体 (Landgemeinde) の経済的中核をなす *mansus* と云う言葉は、七世紀以前に現われなかつたが、この言葉があらわしている農村の小経営そのものは、メロヴィング朝よりずっと以前に遡る時代のものである。

マンヌス (*de Hein*) とその代用物は、家族集団と犁の経済に結びついている古い制度の種々な局面とその利用を意味する。メロヴィング朝及びカロリング朝時代に特有な現象は、西ヨーロッパ世界に定住した無数の農民の家族が土地へしつかりと根をおろしたことである。この土地への定着のシンボルがマンヌスなのである。この言葉は九世紀に一般に行われることになった。(地中海世界の没落、回教徒によるアフリカ対岸の制覇がほぼ七世紀におこなわれ、ここに西ヨーロッパが地中海交易から農業国へ転化するといったピレンヌの構想がその支えの一つをうることにならう。)

聖堂の土地台帳は、ヴィラの再区分を現わすためにこの言葉を用いるようになる。だがラテン語の動詞である *maneo* から派生したこの言葉は、もともと家屋や住居または家宅を意味し、保有地を意味するものではなかつた。

この言葉の本来の意味は、フランス語及びプロヴァンス語の „meix“ と „mas“ のうちに伝えられている。しかし公文書ではこの言葉の範圍を拡大し、まもなく耕作者の住居と耕作者が耕やしている土地をも意味するようになった。

ブルゴニーやロレーヌではマンヌスという言葉がずっと用いられていた。しかしロレーヌ地方では散発的に、またアルサスではもっとひんばんに、マンヌスはフーフエ (*Hufe*) と呼ばれ後期ラテン語ではホーバ (*hoba*) という言葉にとつて代られている。フーフエという言葉が、初めてみられるのは、八世紀の証書においてである。フーフエは、アレマニア、チュールンギア、バヴァリア、サクソニア地方にみられ農村の土地保有のタイプである。

この用語は、ドイツ語の、農村所領を意味する *Hof* と関係がある。そこでフーフエとマンヌスの関係を決定しようとする

ヴィクススーヴィラの転換について

る試みが行われてきた。

そのような試みの一つに、マンヌスとフリーフェに別箇の二つの機能を賦与し、マンヌスは大所領内の日役農民 (Cottidiani) の耕作する部分であり、フリーフェは、農民の保有地であるという説明が行われている。

だがフリーフェとマンヌスは、交換可能な言葉ではないとしても、少くとも同じような意味の言葉である。二つの言葉はともに家族経営を意味し、共に相似た進化を経てきた。

フリーフェは次第に耕作の単位を意味するようになり、一年間に一つの犁が耕作しうるだけの土地の量によって条件付けられた慣習的な面積となった。

ただここで一つの点が明記されねばならない。つまりゲルマーニアでの開拓は長く時間のかかるまたテンポのおそいものであったし、ほとんどどこでも森林を切開いて行われた。

ここからゲルマーニアのフリーフェとローマ地域のマンヌスを区別するいくつかの特徴が生れてくる。

ゲルマーニアの初期の開拓に当って、最初に農業共産体があったのではなく、原初の開墾は、団体の事業ではなく、孤立するにせよ集団をなすにせよ、ともかく個人の事業であった。この事態はラトゥッシュにとって、ゲルマーニアの農地制度発展の史的⁽⁴⁸⁾前提をなす。

以上 Latouche の見解をたどってきたが、ドイツ側の見解はかなり特異なものである。例えば Hans-Jürgen Nitz は、フランクの国家植民の植民地誌的研究をとおして国王自由人説のささげを提供している。⁽⁴⁹⁾ (この点で Adelherrschaft のテーマに必ずしも賛成しない Steinbach と異っている。)

Nitz は、次のような一般的なテーゼから出発する。

一、王領地 (Fiskalland) では、法的に直接王に服属し、その地位から「自由人」(liber)と記されている植民者が植民させら

れた。文書では 'liberi homines, ingenuales homines, franci homines, Königsleute, freie Leute, Freibauern と呼ばれている。ダンネンハウアーは、それを国王自由人と呼んでいる。

二、国王自由人は、とくべつな裁判団体 (Gerichtsverbänden) に結合した、それはのちに Freigerichte, Freistühle, Freiamter, Freigrafenschaften 又は Freidörfer のグループとしてあらわれる。

三、国王自由人は、王から割り当てられたフリーフェをうけとる。その利用に対して、王またはその役人の代表、伯、Freigrafen, Reichsschultheissen, exactor publici fisci に賃子が支払われる。賃子の記述は、次のよう述べられる。census ad partem publicam, census regius-Königszins, Königsgeld, Königspfennig, Grafenkorn, osterstufe. (この賃子は Oster と支払われる。)

文献では、植民者は Königszinser と記されている。

四、Königszinsler の重要な課題は、王に対する奉仕給付であった。馬での使の役目、船役、宮廷への案内役、王の使者の乗馬の提供 (paraferedum dare)、見張役、城奉仕、とりわけ戦争奉仕 (hostem facere, in hostem)、屢々それは、牽畜及び馬車の提供。

それ故国王の賃子貢納人の植民は、王宮及び重要な軍用道路に沿って行われた。つまりそれはとりわけ新しく獲得された領域の確保のさいに重要な役割を演じた軍事植民者の植民であった。⁽⁵⁰⁾

そしてその場合の耕地形態は、もともと今日よりも広い分割地をもった長い地条の耕地配分が、(ワイラーや村落の) グループ植民の創設のさいに明らかに⁽⁵¹⁾ つくり出されたことよって生じたものである。

従って居住形態と同様に耕地形態も亦地域や領主支配、自然的自由村落、植民村落によって著しく異なるわけである。

ドイツにおける Herrschaft と Gemeinde は、ラトゥッシュにおいて自由と平等⁽⁵²⁾ にもとづく vicus の生活圏と大所領の史的

表現をとる。

従って農地制度について、A. Dopsch, F. Lütge⁽²⁵⁾ によつて領主制から登じた mansus が curtis から離脱して hoba に転化し、領主制を把握された農民の hoba とほぼ同一の状態を轉換すると云う推論を対して、Latouche は、古典的な奴隷制に基づいて villa を対する、いわば自由村落としての vicus の家族労働に基づく農民の生活単位としての meix, mas, colonges 等に mansus の史的な基盤をなつてゐる⁽²⁶⁾。

注

- (一) Robert Latouche, Les origines de l'économie occidentale. pp. 70—71.
- (二) Fusiel de Coulanges, Histoire des Institution politique de l'Ancienne France.—I' Allou et le Domaine rural pendant l'époque merovingienne. p. 462. (雑記「本巻」 113—137頁)
- (三) Latouche, ibid., p. 71.
- (四) Coulanges, ibid., I. 3.
 ヲリヤは、ラロウシュ時代の巨大荘園といふ言及する必要はないと思われる。
- (五) Coulanges, ibid., I. 3.
- (六) An economic Survey of ancient Rome, vol. III. p. 440.
- (七) Coulanges, ibid., VI.
- (八) Jordanis, Romania et Getica. (M.G. auctorum antiquissimorum tomus V pars prior.)
- (九) Rudolf Kotschke, Karl der Große als Agrarpolitiker. S. 186.
- (一〇) Robert Latouche, ibid., p. 120.
- (Chelles, ville der depart, de Seine-et-Marne, Canton de Lagny, arr. de Meaux.) (Éginhard, Vie de Charlemagne, par L. Halphen, p. 114.)
- Chelles, Bonneville, Vitry 等について Georges Duby, l'économie rurale et la vie des campagnes dans l'occident médiéval. vol. I. II. 参照。

註 Chelles (Cala), Seine-et-Marne, royal villa. Bery-*Rivière* (Brinnacus), royal villa. Rueil (Rotoialensis, Rigotialensis villa).

Vitray (Victoriaeus), royal villa. 以下について S. Gregori episcopi turonensis, historia francorum, 参照。

- (11) ヲリヤ、Elsewhere, as at Lovision in the parish of Huish, we have a small demesne worked as a mixed farm by one bordar and one slave (fo. 3886. Domesday Book.). W.G. Hoskins, provincial England. p. 20. 1964.) 等が、このように云う。
- (12) J. W. Thompson, economic and social history of the middle ages. Volume I. pp. 92—93. 1959.
- (13) Fr. Funck-Brentano, The earliest time. p. 291.
- (14) Latouche, ibid., p. 76.
- (15) J.P. Migne, tomus LXXI. p. 177. (Historia Francorum, I. (XXXI. I.))
- (16) J.P. Migne, ibid., p. 486, p. 498.
- (17) The history of the Franks. translated by O. M. Dalton. I. vol., pp. 161—162. 1972.
- (18) 大塚 O. M. Dalton 氏「若干の個所について」シモン・ド・クリマヌの言葉の使用は、むしろ、むしろ、むしろ。クリマヌは一度なら、クリマヌを town と稱してゐる。クリマヌはクリマヌはクリマヌのクリマヌ domus を使用してゐる。クリマヌ。クリマヌ。 (Dalton, ibid., tom. I. p. 161. (note, 2.))
- (19) Polypthyehum irminonis, p. 77.
- (20) Polypthyehum irminonis, p. 125.
- (21) Polypthyehum irminonis, p. 131.
- (22) Polypth. irmin., p. 208.
- (23) Polypth. irmin., p. 219.
- (24) Polypth. irmin., p. 220.
- (25) Polypth. irmin., p. 222.
- (26) Polypth. irmin., p. 227. 大塚 O. M. Dalton, Nunc, Ophior, la Rouvallerie, viculus, miliaribus XII a Sicea Valle, versus occasum aestivalem. 「今日、ラ・ローウマン・クリマヌは、クリマヌの viculus だ。シマカ・ヴァンから十一マイルの北だ。西方の Castra の方向だ。クリマヌのクリマヌ。クリマヌの Romanus Valle 以下は、森林の記載が、クリマヌ。」
- (27) Polypth. irmin., p. 233.

クリマヌ・クリマヌの轉換について

